

平成24年(ワ)第36328号 損害賠償等請求事件

原告 安世鴻

被告 株式会社ニコンほか2名

準備書面 (1)

2013年8月9日

東京地方裁判所 民事第6部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

東 澤

靖



同 弁護士

岩 井

信



同 弁護士

李 春

熙



同 弁護士

平 河

直



目次

I 被告の主張に対する認否	5
【被告第1準備書面に対する認否】	5
第1 「第1. 被告会社の主張概要」について	5
第2 「第2. サロン写真展の趣旨」について	5
第3 「第3. 募集・受付の経緯と法的性質」について	6
第4 「第4. 写真展開催中止を決定した経緯」について	6
第5 「第5. 中止を決定した実質的理由」について	8
第6 「第6. 法的構成」について	8
第7 「第7. 『債務』の履行」について	9
第8 「第8. 適正な警備の実施」について	9
第9 「第9. アンコール展について」について	10
第10 「第10. 不法行為の不成立」について	11
第11 「第11. Oの取締役としての法的責任について」について	11
第12 「第12. Kの取締役としての法的責任について」について	11
【被告第2準備書面に対する認否】	11
第1 「第1. 損害」について	11
第2 「第2. 謝罪広告の必要性はない」について	12
II 原告の主張	13
第1 写真家の表現活動の実情について	13
1 原告の写真家としての活動の実情	13
(1) 原告の経歴	13
(2) 日本軍「慰安婦」を被写体とする表現活動	13
(3) 「重重」という言葉の意味	14
(4) 重重プロジェクトの活動について	14

ア	実行委員会またはプロジェクト名義を使用し始めた経緯	14
イ	実行委員会またはプロジェクト名義の活動の実情	15
	(5) 小括	16
2	写真家の表現活動について	16
	(1) 主張の概要	16
	(2) 写真は本質的に「社会」を写し出す表現行為である	17
	(3) プロジェクトとしての写真展	19
	(4) 他の表現活動や企画との有機的連関性	21
	(5) プロジェクトの発表の場所としてのニコンサロン	21
	(6) 小括	22
3	本件施設における過去の写真展の例	22
	(1) 「戦後日本や世界の歴史と動向に眼差しを向けた優れたドキュメント」	22
	(2) ニコンサロンでの写真展	23
	(3) 「光州事件」をテーマにした写真展	24
	(4) 日本と朝鮮をテーマにした写真展	24
	(5) 写真展「昭和史の風景 偽 満州国」	25
	(6) 「国の責任を問う」写真展	26
	(7) 伊奈信男賞	26
	(8) 「J u n a 2 1 (ユーナ21)」という写真展	27
	(9) まとめ	27
第2	被告の主張に対する反論	28
1	本件の法律関係が契約関係であること	28
	(1) 法律関係に関する被告らの詭弁	28
	(2) 本件の開催契約と協力実施義務	29
2	被告ニコンの中止行為の違法性	30
	(1) 中止通告に至った真の理由	30

(2) 被告らの主張を前提としても中止の合理的理由が存在しないこと	32
ア 「他の活動」の手段として開催されたとする点	32
イ 本件写真展を開催することが「一方の意見を推進する活動を支援すること」に当たるとする点	33
ウ 安全確保の必要性から中止したとの点	34
3 中止通告の手續上の瑕疵	35
(1) はじめに	36
(2) 選考委員会の意見を聴取していないこと	36
(3) 解除の前提となる催告がなされていないこと	37
(4) 小括	39
4 個人被告の責任について	39
5 損害および謝罪広告に関する主張について	40
(1) パンフレット等の販売禁止による損害	40
(2) 大阪での代替写真展開催費用について	40
(3) 不法行為の成立と謝罪広告の必要性について	41
第3 追加的主張	43
1 被告の拒否の真の理由	43
2 憲法規範（表現の自由）に基づく違法性	43
(1) 憲法の私人間効力	43
(2) 一般の利用に供される私的施設における表現の自由	44
(3) 社会的に許容しえない追加的事情	46
3 憲法規範（差別の禁止）に基づく違法性	48
4 文化施設運営における基準と行為規範	49
(1) 企業メセナ活動に必要とされる基準	50
(2) 文化施設運営における行為規範	50
(3) 被告ニコンの行動の問題点	51

I 被告の主張に対する認否

【被告第1準備書面に対する認否】

第1 「第1. 被告会社の主張概要」について

被告会社がニコンサロンの趣旨について述べる部分は不知。被告会社が本件写真展の中止が正当であるとする主張及び「重重プロジェクト」に関する主張については争う。詳細は後述する。

第2 「第2. サロン写真展の趣旨」について

1 「1. 被告会社の事業目的」について

認める。

2 「2. 『付帯する業務』の範囲」について

被告会社の定款記載事項については認め、その余は不知。

3 「3. サロン写真展の趣旨」について

被告会社が1968（昭和43）年以来、「サロン写真展の開催」を継続して行ってきたことは認め、その余は不知。

4 「4. サロン写真展会場の管理責任と権限」について

(1) 「(1) 会場に関する賃貸借契約及び管理規則の規定」について

被告会社が新宿エルタワー23階の一部について、使用収益権及び管理権限を有していることは認め、その余は不知。

(2) 「(2) サロン写真展の占有・管理状況」について

サロン写真展において「物品を販売すること」「写真以外のものを搬入・展示すること」が原則として禁止されており、例外的に行うためには被告会社の承諾が必要であることは否認し、その余は不知。

後記Ⅱ、第2、5（1）記載のとおり、ニコンサロンにおける写真において、当該写真展に関連する物品（写真集、パンフレット）の販売は禁止されていなかった。

第3 「第3．募集・受付の経緯と法的性質」について

- 1 「1．サロン写真展に関する広告内容」について
認める。

但し、写真展開催にあたって、「ニコン側が負担する項目」だけでなく、「作者（開催者）側で負担する項目」についても規定されている（甲3、乙1）。

- 2 「2．原告の応募」について
認める。

ただし、原告は、写真及び本件使用申込書に加え、原告の写真家としての活動の理解の便宜のため、パンフレット（甲5）を提出している。

- 3 「3．選考委員会による選考と通知」について

事実関係は認め、被告会社の行為に対する法的評価は争う。後記Ⅱ、第2、1記載のとおり、本件の法律関係は契約関係である。

- 4 「4．募集・受付の法的性質と『一定の報酬』について」について
争う。

- 5 「5．原告の主張する『協力実施義務』は存在しない」について

協力実施義務が明文で記載されていないことは認め、その余の法的主張は争う。

第4 「第4．写真展開催中止を決定した経緯」について

- 1 「1．平成24年5月21日までの経緯」について
（1）第1段落について
認める。

但し、本件写真展に関して原告は2012（平成24）年5月22日、被告会社のニコンサロン担当者堀江氏に対して、電子メールを送信しており、原告と被告会社は同年5月22日も連絡を取り合っていた（甲8記載の最後のメール）。

(2) 第2段落について

否認する。

被告会社から原告に対する2012（平成24）年5月15日付け書面は（甲14）は、その内容から、被告会社のニコンサロン選考委員会が、大阪ニコンサロンにおいて本件写真展のアンコール展を開催することを決定したとして了承を求めると共に開催に必要な準備について知らせる通知であり、アンコール展における原告作品の出展掲示の意向を打診する通知ではない。またこの通知に対して原告の妻が原告を代理して同年5月22日、被告会社のニコン担当者堀江氏に「大阪のリコール展、宜しくお願いします」とする電子メールを送信しており（甲8記載の最後のメール）、原告は被告会社からの通知に返答している。

2 「2. 平成24年5月21日の状況」について

朝日新聞に記事が掲載されたことは認め、その余は不知。

3 「3. 平成24年5月22日の状況」について

(1) 「(1) 抗議の電話およびメール」について

不知。

但し、乙23の一部、乙25の1及び2のすべて、乙26のすべて、乙27の一部は、同年5月22日ではなく、同月21日の日付である。

(2) 「(2) 社内会議による中止の判断」について

被告会社から原告に対し、2012（平成24）年5月22日午後7時ころに電話があり、同年5月24日付け書面（甲20）が届いたこと、それらの電話及び書面が本件写真展の中止を通告するものであったことは認め、そ

これらの電話や書面がアンコール展開催について開催打診の撤回であったことについては否認し、その余は不知。

被告会社から原告に対する電話及び書面（甲 20）はいずれも、本件写真展とアンコール展の中止を一方的に通告するものであった。

4 「4. 『重重プロジェクト』」について

(1) 「(1) 『重重プロジェクト』の活動状況の把握」について

被告の引用する証拠の記載内容は認め、その余は争う。

(2) 「(2) 『重重プロジェクト』の概要」について

争う。「重重プロジェクト」の内容は後述のとおり。

(3) 「(3) 本件写真展への出展企図」について

被告の引用する証拠の記載内容は認め、その余は争う。原告は、当初提出した申込書（甲 4）の段階から、「写真展名」欄に「重重 (Layer by Layer)」、「写真展内容」欄に「中国に残された朝鮮人『日本軍慰安婦』の女性たち」と記載しており、本件写真展の内容全てを過不足無く表示しており、「写真展名」の変更を行ったとする被告らの主張は事実と反する。

(4) 「(4) 本件写真展が『重重プロジェクト』の一環であること」について

被告の引用する証拠の記載内容は認め、その余は争う。

第 5 「第 5. 中止を決定した実質的理由」について

すべて争う。後記Ⅱ、第 2、2 (1) 記載のとおり、被告らが本件訴訟において縷々主張するに至った「中止の理由」は、いずれも、本件中止通告の時点における「真の理由」ではありえない。現に、被告会社は、原告に本件写真展の中止を通知した際及び原告が仮処分申立をした際、いずれもこのような主張はしていない。

第 6 「第 6. 法的構成」について

- 1 「1. 申込み条件違反」について
被告の引用する証拠の記載内容は認め、その余は争う。
- 2 「2. 安全性に関する告知義務違反」について
否認ないし争う。
- 3 「3. 本件使用規定違反」について
否認ないし争う。
- 4 「4. 錯誤」について
争う。

第7 「第7. 『債務』の履行」について
仮処分決定により、本件写真展が開催されたことは認め、その余は争う。

第8 「第8. 適正な警備の実施」について

- 1 「1. 被告会社の警備に関する権利」について
認める。
- 2 「2. 関係者が危険にさらされることが予測される場合の警備」について
不知。
- 3 「3. 予測された危険性」について

2012（平成24）年5月21日から翌22日までに被告会社に対し抗議メール及び抗議電話が寄せられたこと、当時原告及び原告の妻に無言電話等の嫌がらせがなされていたこと、同年5月25日に被告会社の本社前で抗議活動が行われたことは認め、その余は否認ないし争う。

後記Ⅱ、第2、2（2）ウ記載のとおり、本件中止通告時点において本件写真展の現場における具体的危険は客観的には観念できなかった。

- 4 「4. 警備実施に向けた手続」について
(1) 警察への臨場要請

不知。

(2) 原告との協議

平成24年6月23日に原告代理人と被告会社代理人が帝国ホテル会議室において面談し協議したこと、その際被告会社代理人が警備体制を説明したことは認め、その余は否認する。

原告代理人は、施設の管理権が被告会社にあることを前提に、原告の安全確保のために最低限必要な警備については受け入れる旨を代理人として述べたにすぎない。

5 「5. 抗議活動の状況等」について

本件写真展開催期間中に、本件写真展開催に反対する人物らが、会場外及び会場内で抗議活動を行ったことは認める。

なお、会場内での混乱は、いずれも短時間で収束した。

6 「6. 警備の実施状況」について

被告会社が当初はハンド式金属探知機により、その後はゲート式金属探知機により検査を実施した事実は認め、被告会社が配備した警備員の人数及び被告会社が警備会社に支払った警備費用については不知、その余は争う。

7 「7. 結論」について

争う。

第9 「第9. アンコール展について」について

1 「1. 『一定の報酬』（賞品）に含まれていない」について

争う。

2 「2. 『契約』の不成立」について

争う。後述のとおり契約は成立している。

3 「3. アンコール展の打診の撤回は正当である」について

争う。

第10 「第10. 不法行為の不成立」について

争う。原告の主張は訴状及び本準備書面記載のとおり。

第11 「第11. Oの取締役としての法的責任について」について

争う。原告の主張は訴状及び本準備書面記載のとおり。

第12 「第12. Kの取締役としての法的責任について」について

争う。原告の主張は訴状及び本準備書面記載のとおり。

【被告第2準備書面に対する認否】

第1 「第1. 損害」について

1 前文について

第1段落および第2段落は認めるが、その余は否認する。

2 「1. 『パンフレット等の販売禁止による損害』」について

争う。後記Ⅱ、第2、5（1）記載のとおり、使用規定上は物品等の販売について「事前に承諾を得る」ことが求められているにすぎず、ニコンサロンにおける写真展において、当該写真展に関連する物品（写真集、パンフレットなど）の販売は禁止されていない。よって、本来は販売できたはずのパンフレットや写真集等について、売上額相当の損害が発生したことは明らかである。

2 「2. 『大阪での代替写真展開催費用』」について

争う。

詳細は後述する（後記Ⅱ、第2、5（2））。

3 「3. 仮処分事件対応による『逸失利益』」について

否認ないし争う。

4 「4. 『仮処分申立関係費用』」について

否認ないし争う。

5 「5. 『原告の非財産的損害』」について

否認ないし争う。

被告会社の行為が強度の違法性を有することは、訴状及び本準備書面において詳述したとおりであり、当該違法行為によって原告に甚大な精神的苦痛が生じたとともに、原告の写真家としての社会的評価が低下し、写真家としての人格権が侵害されたことは明らかである。

6 「6. 弁護士費用」について

否認ないし争う。

第2 「第2. 謝罪広告の必要性はない」について

否認ないし争う。

II 原告の主張

第1 写真家の表現活動の実情について

1 原告の写真家としての活動の実情

(1) 原告の経歴

原告は、1971年に韓国江原道で生まれ、中学生時代から写真を撮り始め、朝鮮半島の伝統文化や、日本軍「慰安婦」被害者、障がい者など社会的マイノリティ層をテーマにしたドキュメンタリー写真を発表してきた。

後述のとおり、原告は、1996年ころから日本軍「慰安婦」被害者を写真家としての重要なテーマと定めて芸術表現活動を行ってきたが、一方で、朝鮮半島文化の基層をなすテーマ＝巫俗（ムダン）・仏教・民俗を追い続けており、2008年以降は韓国と日本を行き来しながら日韓間の伝統文化を比較・熟考した作品を撮り続けている。

(2) 日本軍「慰安婦」を被写体とする表現活動

原告は、1996年ころから、取材カメラマンとして元日本軍「慰安婦」に接したことを契機にこの問題を知るようになり、さらに2001年ころから、中国に残留する元日本軍「慰安婦」の調査を行うとともに、写真家として、被害者のハルモニ（韓国語で「お婆さん」を意味する）たちを被写体とした写真を撮影するようになった。

原告は、2003年、韓国ソウルにおいて、日本軍「慰安婦」問題をテーマにした最初の写真展である「重重」を開催し、その後も、中国残留元日本軍「慰安婦」を被写体とした写真を撮影、発表してきた。

なお、日本国内においては、雑誌「世界」（岩波書店）2007年12月号に、中国残留元日本軍「慰安婦」を被写体とした原告の写真が掲載されている。

原告は、2011年ころから、要請があった場合などに、単に写真を展示

するのみならず、写真を撮影し始めた経緯、実際に出会ったハルモニたちの状況、日本軍「慰安婦」問題についての原告の個人的な思いなどを発表する講演会をも企画するようになった。しかし、かかる講演会は、原告の写真を虚心に鑑賞してもらうことが主たる目的とされており、写真家としての原告とその作品を理解するための手助けとして位置づけられていた。

(3) 「重重」という言葉の意味

原告は、2003年に日本軍「慰安婦」問題をテーマにした最初の写真展を開催したときから、写真展のタイトルとして「重重」という言葉を採用していた。

原告は、「重重」という言葉に、①人と人の間の縁が重なり合い、繋がっていくという意味、②ハルモニたちの顔に刻まれた皺が重なっているという意味、③被害者らが経験してきた痛みは一つではなく幾重にも重なっているという意味（日本軍慰安婦として経験に加え、その後に故郷を離れ中国で生活をせざるを得なかったという意味）を複合的に込めている。

以上のとおり、原告は、「重重」という言葉を、自身のテーマである中国残留日本軍「慰安婦」問題を象徴する言葉と捉え、以前から使用してきたのである。

(4) 重重プロジェクトの活動について

ア 実行委員会またはプロジェクト名義を使用し始めた経緯

2012年1月23日、被告ニコンのニコンサロン選考委員会において、新宿ニコンサロンで原告の写真展が開催されることが決定した。

すでに述べたように、原告は2001年ころから、日本軍「慰安婦」を被写体とする写真を撮影し写真展などを企画して写真を発表し続けてきたところ、原告は、ニコンサロンでの写真展が決定されたことを契機に、これらの活動を単なる個人名義の活動ではなく、実行委員会またはプロジェクトの名の下に展開していくこととした。

原告が、従前の個人名義の活動に加えて、実行委員会またはプロジェクト名義でも活動を展開していくことにしたのは、より多くの人びとに自身の写真を見てもらい、写真家としての活動領域を広げていくためには、幅広い人びとがスタッフとして参加しやすい枠組みを作る必要があるとの考えからである。

後述のとおり、このような実行委員会またはプロジェクト形式で芸術表現活動を行うことは、写真界では一般的であり、原告も他の写真家と同様、自らの写真表現活動がより広汎な人びとに影響を与えることを望んでいたのである。

原告は、2012年3月ころから、「安世鴻日本軍「慰安婦」写真展実行委員会」の名義を用いて、本件写真展の準備を進めるようになった。

同「実行委員会」は、「原告をはじめとする慰安婦問題の解決を願う全てのメンバーが、写真を通してこの問題に対する多くの人々の認識を高め、歴史的記録として残していくこと」を目的としており、当面、ニコンサロンという定評のある会場における写真展を出発点として、日本及び世界各国の主要都市において原告の写真展を開催し、原告の写真を展示することを目指していた。

原告はその後同年4月ころからは、上記「実行委員会」の呼称として、「重重プロジェクト」を採用して対外的に公表するようになった。

前述のとおり、原告は、「重重」という言葉を中国残留日本軍「慰安婦」問題を象徴する言葉と捉えて使用してきており、同「実行委員会」の呼称としてもこの言葉を利用することとしたのである。

イ 実行委員会またはプロジェクト名義の活動の実情

上記「実行委員会」または重重プロジェクトは、上記のような長期的目標を掲げたプロジェクトではあるものの、現時点においては、原告の個人プロジェクトとしての色彩が強く、原告の個人的活動を原告の妻や少数の支援者

等が支援しているというのが実態であって、独立した組織体系を備え、団体としての実質が確立されたものとはいえない。また、「実行委員会」と重重プロジェクトとは別個独立の団体として存在しているものではなく、両者の区別は便宜上のものにすぎない。

原告は、個人名義の活動及び実行委員会または重重プロジェクトとしての活動のいずれも、写真家としての芸術表現活動と位置づけていた。これは、重重プロジェクトのパンフレット（甲6）に「写真という人々の心を動かし感動を与えることのできるアート活動を通して、この問題の解決を探るきっかけにしたい！という気持ちで立ち上げられました」と記載されていることから明らかである。

原告は、写真家としての活動の過程で、「日本軍慰安婦」のハルモニたちだけではなく、ムーダンと呼ばれる韓国の巫女の写真を撮り続けてきた。原告は、写真家として、これらの被写体を通して、人々の内面世界をとらえ、人々の心の中にある「神」や「交感」を表現したいという考えを有している。

原告の写真を見れば明らかなおおりに、ハルモニたちの表情をありのままに撮影したものであり、特定の政治的・社会的意見の押しつけを迫るような写真は1枚も存在しない。

（5）小括

以上のとおり、原告はこれまで、元日本軍「慰安婦」を被写体とする写真を撮影し、これを写真展などを通して発表し続けてきたが、かかる活動は写真家としての芸術表現活動そのものであった。原告は、写真家としての活動の過程で、実行委員会またはプロジェクトの名義を用いて、支援者らとともに写真展の準備を進めることもあるが、下記2及び3で述べるとおり、これは写真家としての一般的な表現活動の一態様である。

2 写真家の表現活動について

（1）主張の概要

被告らは、本件写真展が「重重プロジェクト」活動の一環であることがわかったとして、本件写真展がその目的達成の手段とされれば、①写真文化の浸透および②被告会社のイメージ向上の効果により被告会社のカメラ事業の発展にとって有益性があるから行うという、サロン写真展の趣旨から逸脱するとして、本件写真展を中止したと主張する。

また、被告らは、重重プロジェクトが目的として掲げている事柄については世の中で意見が分かれており、本件写真展を開催すると社会から「被告会社は社会で意見が分かれている事柄について、一方の意見を支援する会社である」と受け止められるなどとして、本件写真展の中止を決定したかのごとく主張する。

しかし、そもそも、一定のメッセージ性を有するテーマを題材として写真を撮影・発表することは写真家の表現活動の一態様として広範に行われており、また、写真家として各種のプロジェクトないし実行委員会形式で写真の発表の場を確保していくことは必要かつ当然のことであって、写真家としての一般的な表現活動の一態様である。こうした、多種多様なテーマについて、プロジェクトを含め写真家の表現を幅広く支援することが「写真文化の向上」に資するものであり、現に被告ニコンはニコンサロン等を通じて幅広い表現活動を支援してきたものである。以下詳述する。

(2) 写真は本質的に「社会」を写し出す表現行為である

写真は本質的に社会を映し出す表現行為である。したがって、一般に、写真のテーマとして選んだ題材に一定のメッセージが含まれると見る余地があるとしても（被告は「一方の意見」ともいう）、それによって芸術性が損なわれることはない。一定のメッセージ性が含まれるテーマを扱った写真にも、芸術的価値が高い写真が多数存在することは写真界の常識であり、これらの多様なテーマを包括するものとして写真文化は発達してきたのである。

すなわち、報道写真やフォト・ジャーナリズムは、いうまでもなく写真の

主要ジャンルとしての地位を獲得している。

例えば、ピューリッツァー賞は、新聞等の印刷報道、文学、作曲に与えられる米国で最も権威ある賞であるが、1942年に写真部門が創設され、1968年には、ジャーナリズムにおける写真の役割の変化を反映して、新たに特集写真部門が創設されている。

ピューリッツァー賞受賞写真には、いわゆる政治的テーマを題材とした写真が多数存在する。近年の受賞作品をみても、これは明らかである。付言するに、これらの受賞作品の中には、ニコンのカメラで撮影されたものが多数存在する。

その一部を以下に例示する（甲33参照）。

1965年		ベトナム写真報道
1976年	特集部門	人種統合教育
2004年	ニュース速報部門	イラク戦争
2008年	ニュース速報部門	日本人ジャーナリストの死
		※ミャンマーの反政府デモが題材

戦争報道に関する写真は、写真家個人のいわゆる政治意識を強く反映するものであるが、このような戦争報道写真にも、芸術的価値を認められた写真が多数存在する。

例えば、1930年代以降に注目を集めた戦争報道が写真史に与えた影響について、次のような評価がなされている（甲34、81頁以下参照）。

「1930年代の政治的な事件に加え、ヨーロッパ各地から世界へ拡大していく戦争は、社会に発言を求める写真家たちにとって芸術とジャーナリズムを強く結びつけるように働いた。…悲惨なありのままの戦争が、写真雑誌を通じて報道されるようになる。」

「また、戦時下の人びとの生活や戦争の影響など、社会的な事柄に関心をもった写真家には、デイヴィッド・シーモア、ウェルナー・ビショフ、W. ユージン・スミスらがいた。彼らは半世紀にわたって世界中の戦争や重大事件の目撃者となって、人類の歓喜や悲劇、狂気を記録し、その映像は人びとに忘れがたい記憶を残していった。」

以上のとおり、報道写真やフォト・ジャーナリズムの例をみれば一目瞭然なように、写真という表現ジャンルは、多種多様なテーマを取扱うジャンルであって、本質的に社会を映し出す表現行為であるから、その中には一定のメッセージ性を帯びたテーマを取り扱ったものも当然に存在する。

メッセージ性を帯びた写真は、「一方の意見を推進」するもので芸術的価値がないかのごとき被告の主張は、「写真文化の向上」という被告自身の目的に真っ向から反するものといわざるをえない。

(3) プロジェクトとしての写真展

また、写真家が一連のテーマを追うことが「一方の意見を推進」することにはならない。写真家が一連のテーマを追って、写真を撮り続けることを「プロジェクト」と呼び、その一部をニコンサロン展が担うことはこれまでもあった。

例えば、被告は、自らのホームページ上で、2012年10月から11月にかけて銀座ニコンサロンで開催された石川武志写真展「水俣ノート1971～2012」について、次のように写真展内容を説明している（甲35の18）。

「同時に作者は、ユージン・スミスの『水俣』というプロジェクトで体験したことなどを『水俣ノート』という形にまとめ、水俣病という苦難を生きてきた人たちの40年の歳月やユージン・スミスの存在を、この写真を通して現在につなげようと試みる。」

すなわち、ここでは写真家による「プロジェクト」の存在は前提となって

いる。そして、ユージン・スミス氏による「水俣」というプロジェクトについて、「水俣ノート」という形で現在につなげる写真展を開催したからと言って、写真家による水俣プロジェクトに直ちに賛同、奉仕することにはならない（石川氏はユージン・スミス氏の水俣プロジェクトでアシスタントを務めている）。

こうしたプロジェクトは、様々な表現活動を伴う。例えば、写真家桑原史成も45年間水俣に関わり続けてきたが、被告は、2006年4月に銀座ニコンサロンで開催された「水俣の肖像－公式確認から半世紀の節目」において、「その間、『水俣』について雑誌、新聞、単行本などを通じて発表してきた作者」としてホームページ上で紹介している。写真家が、一定のテーマを撮り続けて「雑誌、新聞、単行本」などの様々な媒体で表現することは、よくあることである。

実際、被告は、ニコンサロンにおいて、ホームページ上で説明しているとおり、「幅広い活動」と称して写真家による講演会・勉強会の開催もしている（甲1）。

「ニコンサロンでは、より作品に親しんでいただくことを目的として写真展開催者やゲストによるフォトセミナーを開催しています。

また、「Juna21」ではニコンサロン選考委員会の先生方と自分の作品について直接意見交換ができる「ポートフォリオレビュー」や出展作家を交えての「ギャラリートーク」等の場を提供し、若い写真家の発掘・育成に力を注いでいます。」

すなわち、原告が講演会等を通じて自分の作品について述べることは、そもそもニコンサロンも自ら展開している「幅広い活動」と同じであって、被告自身も、写真展と連動して、写真家が講演会等を通じて自らの写真を巡って様々な表現活動をするを十分認識し、自ら実施もしていたものである。写真家がプロジェクトとして講演会等を通じて自分の作品について述べるこ

とは何ら特異なことではなく、写真文化の向上に資するものである。

そして、一般に写真家にはそうした写真家の表現活動を支援し、写真展を各地で巡回等により実現するために、それをプロジェクト等と称して賛同者から寄付金や賛助金を事前に募ることは、しばしばあることなのである。

(4) 他の表現活動や企画との有機的連関性

また、被告は、自らのホームページ上で、2012年4月において新宿ニコンサロンで開催された高橋ジュンコ写真展「Fade Out Changdian/LOST WORLD」について次のように写真展内容を説明している（甲35の15）。

「本展は、北京市の三影堂撮影芸術中心のアーティスト・イン・レジデンス・プログラムの一環として、2010年から2011年にかけて、北京へ数回渡航し滞在及びリサーチしながら制作したもので、2011年8月には、三影堂にて同盟の写真展が開催された（今回の展示では、新作プリントを加えて再構成する）。」

「なお、これらの作品は、変貌する現在のアジアのランドスケープを、写真やビデオ映像で捉えていく企画中のシリーズへと繋がっていくものである。」

すなわち、ニコンサロンでの写真展は、同名の写真展が既に別の場所で開催されていることもあるし、「企画中のシリーズへと繋がっていく」こともあり、様々な写真展や表現活動、企画と有機的につながっていることは当然である。

(5) プロジェクトの発表の場所としてのニコンサロン

実際、ニコンサロンは、写真家のプロジェクトの発表の場所として利用されてきた。例えば、被告は、2010年4月、安島太佳由写真展「時代暝(つむ)り～太平洋戦争激戦の島々」を銀座ニコンサロンで開催したが、太平洋戦争において戦場となった南太平洋の島々をテーマとする同写真展の説明として、自らのホームページで次のように説明している（甲35の10）。

「本展は、プロジェクト「若い世代に語り継ぐ 戦争の記憶」の企画作品として発表するもので、作者は、一人でも多くの若い世代の人たちに見てもらい、戦争の事実を知り、その愚かさ、悲惨さ、そして命の尊さを共に考える機会にできればと願っている。」

まさに、ニコンサロンが「プロジェクト『若い世代に語り継ぐ 戦争の記憶』」の企画作品の発表の場となっているのであって、プロジェクトの一環を担うことは従前もあったのである。

(6) 小括

以上の通り、そもそも写真家として、多種多様なテーマを題材に、各種のプロジェクトないし実行委員会形式で写真の発表の場を確保していくことは必要かつ当然のことであって、写真家としての一般的な表現活動の一態様である。

3 本件施設における過去の写真展の例

(1) 「戦後日本や世界の歴史と動向に眼差しを向けた優れたドキュメント」

実際、本件施設を含む全国のニコンサロンにおいても、後記のとおり、メッセージ性を帯びたテーマを扱った写真展が多数開催されてきた（甲35の1ないし18）。

2006年10月以降に開催された、NIKON PLAZA GINZA 開設記念「ニコンサロン1968－2006 特別企画展」の「写真展内容」として、被告は、次のように説明している（甲35の7、強調は原告代理人）。

「銀座ニコンサロンは1968年に開設され、記念すべき第1回の「木村伊兵衛の眼」展以来これまで38年間、新宿や大阪のニコンサロンとも併せて、多くの写真展を開催してきました。この間、戦後日本や世界の歴史と動向に眼差しを向けた優れたドキュメント、あるいは新しい表現の地平を切り開くべく模索と思考を重ねた先駆的写真展など、数多くの写真展によって写真文化の一端を担うべく活動を重ねてまいり

ました。」

(2) ニコンサロンでの写真展

そして、「戦後日本や世界の歴史と動向に眼差しを向けた優れたドキュメント」として、例えば、以下の通り、一定のメッセージ性、テーマ性を有する様々な写真展が開催されてきたのである（甲35の1～18）。

- ・2004年11月 岩崎央 「イラク光と影－混乱のさ中にあるイラクの日常－」

イラク戦争後のイラクの日常をテーマとする。

- ・2005年4月 中村悟郎 「枯葉剤の30年－第8回伊那信男賞（1983）受賞作、その後の追跡記録」

ベトナム戦争における枯葉剤の影響をテーマとする。

- ・2005年8月 江成常夫 「昭和史の風景 偽 満州国」

日本を15年戦争に陥れた「偽満州国」をテーマとする。

- ・2005年8月 高塚陽一 「光と影の軌跡－60年目のひろしま－」

被爆都市広島60年をテーマとする。

- ・2005年9月 江成常夫 「昭和史の風景 鬼哭の島」

太平洋の歴戦の地をテーマとする。

- ・2008年3月 広瀬美紀 「R e q u i e m 東京大空襲」

東京大空襲の被災者をテーマとする。

- ・2008年6月 任在弘 「終わらない戦争の悲劇」

朝鮮戦争における地雷とその影響をテーマとする

- ・2010年9月 桑原史成 「激動の韓国＜その四半世紀の記録＞」

日本による植民地支配、南北分断等を含めた韓国近年史をテーマとする。

- ・2011年1月 ジョナサン・トーゴヴニク 「ルワンダ ジェノサイドから生まれて」

ルワンダのジェノサイド（大量虐殺）をテーマとする。

- ・ 2011 年 4 月 中筋純 「黙示録チェルノブイリ 再生の春」
チェルノブイリ原発事故をテーマとする。
- ・ 2011 年 11 月 李尚一 「光州 望月洞」
韓国の軍事政権下での虐殺事件をテーマとする。
- ・ 2011 年 11 月 林典子 「硫酸に焼かれた人生・パキスタンの女性たち」
女性虐待をテーマとする。
- ・ 2012 年 5 月 広河隆一「アフガニスタン 長すぎた戦争」
アフガン戦争における米軍の誤爆による被害地をテーマとする。
- ・ 2012 年 6 月 青木弘「アラブの春 リビア革命」
リビア革命をテーマとする。

(3) 「光州事件」をテーマにした写真展

特に、上記のうち李尚一「光州望月洞」は、ニコンサロンでの写真展の中でも高い評価を得て、第 36 回伊奈信男賞（後述）を受賞している。授賞理由は、「写真作品への評価とともに、過酷な歴史の現実から逃れることなく光州・望月洞を撮り続けた氏の写真家としての生き方もまた賞賛されて良い。」などとされており、特定の歴史的・政治的テーマにこだわり続けたことが、むしろ写真家としての評価を高める事情として挙げられている（甲 36 の 7）。

(4) 日本と朝鮮をテーマにした写真展

また、桑原史成写真展「激動の韓国<その四半世紀の記録>」をはじめ、日本と朝鮮、朝鮮半島、中国をテーマにした写真展も少なくない。

同写真展については、被告は、次のようにホームページに紹介を掲載している（甲 35 の 11）。

「朝鮮半島では平穏な一時期を除いて常に激動する歴史が繰り返されてきた。本展では、その朝鮮半島の南、韓国の近年史を写真で展示する。展示する写真の主な内容は、

- (1) 日本による植民地化の残影をとどめた風景。
- (2) 朝鮮戦争休戦後の疲弊した社会。
- (3) 反日運動の激しい日本との国交修復に反対する学生のデモ。
- (4) 有史以来初めてのベトナム戦争への派兵。民主化を求める市民や学生。

それに、北朝鮮に対峙する米韓軍事作戦の写真の展示も計画している」

しかし、「日本による植民地化」という表現があっても、「一方の意見の推進」として写真展が中止されることはなかった。

(5) 写真展「昭和史の風景 偽 満州国」

これは中国における「日本の植民地支配」をテーマにする写真展についても同様である。

ニコンサロン特別展と題して、江成常夫展「昭和史の風景 偽 満洲国」が、2005年8月に銀座ニコンサロンで開催されている。被告は、自らのホームページで、次の通り写真展の内容を説明している（甲35の3）。

「このなかで格別作者の心に響いたのは、敵国の孤児を育てた中国の養父母に象徴されるように、日本の植民地支配を寛大に受け止めた中国人と、支配者としての認識を埋没させてきた日本人の大きな精神的落差だった。国交回復後、日中間では現代史認識のうえで軋轢を繰り返してきたが、今年4月、中国の上海、北京で起きた激しい反日デモは、その感情が鬱積していることを如実に示した。中国ではかつての「満洲国」を「偽満洲国」とし、常套語になっている。

「偽満洲国」の実像をとらえたこの作品は平成7年にモノクロ作で発表した。今回は『昭和史の風景 鬼哭の島』と関係させ、カラー作品を主軸に再構成し、日本を15年戦争に陥れた『偽満洲国』を昭和史の風景として浮き彫りにしている。」

すなわち、中国での常套語になっている「偽満州国」という言葉に触発さ

れ、「日本を15年戦争に陥れた『偽満洲国』を昭和史の風景として浮き彫りにし」ようとしているのである。しかし、「一方の意見の推進」として中止されることはなかった。

(6) 「国の責任を問う」写真展

また、前記した広瀬美紀「Requiem 東京大空襲」では、写真展の内容として、被告は自らのホームページにおいて次のような文章も掲載している（甲35の8）。

「作者は仮埋葬地を撮影すると同時に、体験者の取材撮影を開始した。そして昨春、東京大空襲の被害者112名が、国に謝罪と賠償を求める集団提訴をすることを知った（2007年3月9日提訴）。民間人の犠牲者に対し、何らの補償もないまま放置した国の責任を問うものである。」

写真のテーマとして選んだ題材に一定のメッセージが含まれることは、写真が社会を映し出す表現行為であることから当然である。したがって、広瀬美紀写真展「Requiem 東京大空襲」について、それが「民間人の犠牲者に対し、何らの補償もないまま放置した国の責任を問うもの」として被告に紹介されることは当然のことである。いずれにせよ、「一方の意見の推進」として中止されることはなかった。

(7) 伊奈信男賞

被告は、1976年度から「伊奈信男賞」を制定し、ニコンサロンにおいて開催された写真展のなかから、年間を通じて優秀作品を選定し、同賞を贈呈している。

そして、過去の伊奈信男賞受賞作品の中には、政治的テーマ、一定のメッセージ性を有するテーマを扱った写真展が多数存在する。

その一例は以下のとおりである（甲36の1ないし7）。

第3回 土田ヒロミ

「ヒロシマ1945－1978 <原爆の子>の三十余年」

第8回 中村梧郎 「Agent Orange 戦場の枯葉剤」

第29回 宍戸清孝 「21世紀への帰還Ⅳ」

第32回 北島敬三 「USSR1991」

第33回 平敷兼七 「山羊の肺 沖縄1968－2005年」

第36回 李尚一 「光州 望月洞」

(8) 「Juna21 (ユーナ21)」という写真展

被告は、本件施設において、若い写真家を対象とした「Juna21 (ユーナ21)」という写真展を開催しており、同写真展での最優秀作品に写真家三木淳の名を冠した「三木淳賞」を授与している。

この点、三木淳は、被告自身が下記のとおりホームページで告知している
とおり、報道写真家として著名な人物である(甲37)。

記

1949年：シベリア抑留者の舞鶴港上陸をルポした作品「日本の赤色部隊
祖国に帰る」が米「LIFE」誌に掲載され、タイム・ライフ社
入社きっかけに。その後、「LIFE」誌の表紙を飾った「葉
巻をくわえた吉田首相」は世界的な反響を呼び、「マッカーサー
元帥東京を去る」「板門店の捕虜交換」「日本の皇太子」「暴動
メーデー」などの作品を次々と発表

1957年：タイム・ライフ社を退社。以降は主に中南米にテーマを求めて多
くの作品を発表するだけにとどまらず、世界を舞台にスケールの
大きい活躍を続け日本のフォト・ジャーナリズムの先駆に。

(9) まとめ

以上の通り、被告自身が、従前、報道写真をはじめ一定のメッセージ性を
有するテーマを扱った写真についても、写真文化を構成するものとして評価
し、ニコンサロンにおける写真展開催の対象としていたことは明らかである。

このことは、被告自らが銀座ニコンサロンを振り返った際に、「戦後日本や世界の歴史と動向に眼差しを向けた優れたドキュメント、あるいは新しい表現の地平を切り開くべく模索と思考を重ねた先駆的写真展など、数多くの写真展によって写真文化の一端を担うべく活動を重ねてまいりました。」と自負しているとおりのことである。

第2 被告の主張に対する反論

1 本件の法律関係が契約関係であること

(1) 法律関係に関する被告らの詭弁

被告らは、ニコンサロンにおける写真展をめぐる原告と被告ニコンとの法律関係は、単独行為としての「優等懸賞広告」であったと主張する。そのために、「優等懸賞広告」の要件とされる指定行為を、写真を添えての使用申込書の提出であるとしたり、報酬をニコンサロンの貸与であるとするなど、およそ法解釈の常識に反した詭弁に終始している。

しかし「優等懸賞広告」は、広告によって応募者に指定行為を行わせ、その指定行為の内容に優劣の差をつけることができるような場合を想定したものであり、既存の写真作品について随時参加申込を募っている（甲3）本件とは、まったく態様を異にする。また、「優等懸賞広告」は、応募の期間を定めて行うことを前提としているが（民法532条1項）、本件の申込が、各偶数月で締め切るものの、特段の期限なく「随時行って」いるものであって（甲3）、そのような基本的要件すら満たさない。さらに、被告らが契約説、単独行為説について縷々述べるにもかかわらず、いったん優等の判定がなされれば、優等者は報酬請求権、広告者は報酬債務を負うのであり、本件においてはおよそ無意味な議論である。

このような点も含めて、被告らの「優等懸賞広告」の主張は、本事件の仮処分決定（甲28の3頁）及び保全抗告審決定（甲29の2～3頁）におい

て、すべて斥けられており、その主張自体失当である。

(2) 本件の開催契約と協力実施義務

本件においては、原告による2011年12月28日付の申込を受けて、被告ニコンが、ニコンサロン選考委員会による審議を経て、2012年1月23日に東京展の開催を決定して同月24日付で通知し、さらに同年5月14日に大阪展の開催を決定して同月15日付で通知したことで、原告と被告ニコンとの間で、新宿及び大阪の各ニコンサロンにおいて原告の写真展を開催することを内容とする2つの契約（以下、両契約を総称して、「本件開催契約」という。なお、新宿ニコンサロンにおける写真展開催に関する契約を「東京展開催契約」、大阪ニコンサロンにおける写真展開催に関する契約を「大阪展開催契約」ともいう。）が成立するに至ったことは、訴状（請求の原因第2）において詳しく述べたところである。

そして、これらの開催契約が、単に被告ニコンが写真展の会場を提供するのみではなく、写真展の開催のために相互に必要な協力を行うこと（協力実施義務）を含むものであることも、訴状（請求の原因第5）において詳しく述べたところである。

これに対して被告らは、協力実施義務の内容は存在しない、支援の範囲は明定されている、協力実施義務の内容は不明確である、無償行為にそのような義務は認められない、などと反論する（第1準備書面13-15頁）。

しかし、単純な会場使用契約においても、会場提供者は、会場使用者の会場使用を妨げる行為はせず、会場の使用に支障がないように協力すべき信義則上の付随的義務を負担することは当然である。ましてや本件では、被告ニコンは、自らの企業文化活動として、「写真文化の普及・向上を目的とする」、「プロ・アマの壁を取り払い、企業戦略に影響されず、あらゆる分野の優れた作品の展示場として写真展本来の姿を追求する」といった目的を掲げて（甲1）、その目的に合致する優秀な作品を募っている。そしてそのような目的

に合致し、ニコンサロンひいては被告ニコンの社会的評価を高めるものとして、数ある応募の中から写真展にふさわしい優秀な作品を自ら選別しているのである。そのような写真展の開催は、相手を問わずに施設を単に貸し出すという場合とはまったく異なる、共通の目的に裏付けられた契約関係である。そうであれば、そのような目的を可能な限り実現するために、会場提供者である被告ニコンにおいても、それに応じて写真展を開催する原告においても、写真展の成功のための付随的な協力実施義務を負うことは、契約の通常理解から導き出されるものである。

また、企業メセナ活動や文化施設活動に求められる基準や規範に照らしてもそのような協力義務が必要とされることは、後の第3の「4 文化施設運営における基準と行為規範」で詳しく指摘するとおりである。

実際に被告ニコンが、写真展の成功のために各種の付随的な協力を明示していたことは、訴状で指摘したところであるが（甲3「ニコンサロンへのお申し込み」の「写真展開催にあたって」）、写真展を成功させるための付随的な協力実施義務は、実際の準備や開催の過程で日々生じうるものである。そのような観点から、被告ニコンの以下のような行為は、まさに写真展を成功させるための付随的な協力実施義務に違反するものであった。

- ① 東京展の実施に際して、写真展の広報活動への協力を拒絶し、パンフレット等の頒布・販売を禁止し、会場での取材を禁止し、過剰な警備行為を実施するなどした。
- ② 大阪展については会場を貸与せず、写真展開催にも協力しない旨の態度を維持し続け、会場貸与義務及び協力実施義務の履行を拒絶した。

2 被告ニコンの中止行為の違法性

(1) 中止通告に至った真の理由

原告が訴状及び本準備書面で明らかにした事実経緯に照らせば、被告らの違法行為は、①原告の写真表現物の内容に対する一部の勢力の批判を過剰に

恐れ、または迎合したこと、また、②被告ら自身が、原告の写真表現物の内容である「慰安婦」問題を嫌悪したこと、を理由として行われたことが明らかである。

被告らは、「中止を決定した実質的理由」（第1準備書面の第5）について種々述べているが、それらが真の理由を糊塗するために主張されたつじつまの合わないものであることは、すでに指摘した以下の事情から明白である。すなわち、被告らは、原告の写真展に対して批判の電話・投稿を寄せられるや、妨害の実際の危険性や警察を含む可能な警備体制を検討することなく、直ちに中止の決定をした。また、中止決定に際して、原告に対して事実関係の確認、開催可能な方法を追及するための協議をまったくしなかった。同じように、原告の作品が被告ニコンの写真展にふさわしいと評価、決定したニコンサロン選考委員会またはその委員に対し一切の相談を行わなかった。中止を決定した後、被告ニコンは、原告の再三の申入れにもかかわらず、仮処分申立に至るまでその中止の理由を説明しなかった。仮処分や本訴において被告らは、中止決定の後に収集した資料に基づいて原告の活動を批難し、また、その批難の理由も変遷している（仮処分においては、原告の写真展が「『政治活動』目的」であったと非難し、本訴においては、「他の活動」、「一方の意見を推進する活動」だと非難している）。そして、従来の写真展においては、社会的に議論のあるテーマを扱った作品、議論のあるテーマで一定のメッセージや意見を表現する作品であっても、問題なく展示させてきた事実を照らせば、被告らのこのような非難は、原告の写真の内容である「慰安婦」のみに向けられたものと考えざるを得ない。

以上のとおり、被告らが本件訴訟において縷々主張するに至った、「中止の理由」は、いずれも、本件中止通告の時点における「真の理由」ではありえない。

そして、写真家を中心とする選考委員らが芸術的・専門的観点から真摯に

検討した上で写真表現としての価値を認めて開催を決定した写真展について、取締役など専門家ではない者の判断で、原告の写真の内容それ自体を理由として事後的に中止を通告することは、「写真文化の向上」というニコンサロンの目的に正面から反するものであって、到底正当化されない。

よって、被告らの中止通告が違法であることは火を見るより明らかである。

(2) 被告らの主張を前提としても中止の合理的理由が存在しないこと

また、以下に述べるとおり、被告らが本件訴訟において主張するに至った中止理由は、いずれも中止通告時点における客観的事実に反するものであって中止の合理的理由とはなりえないから、本件訴訟においてニコンが中止理由として主張する事情を斟酌するとしても、被告ニコンの中止通告行為は違法であることを免れない。

ア 「他の活動」の手段として開催されたとする点

被告らは、本件写真展が「重重プロジェクト」という一連の有機的活動の一環として組み込まれているなどと強弁し、本件写真展を開催することはニコンサロンの趣旨から逸脱するものであるなどと主張する。

しかし、すでに第1において詳細に述べたとおり、写真家が社会的テーマを題材に写真を撮影するとともに、展示活動を行うことは、一般的に行われており、その際に、プロジェクト、実行委員会などの形式で、支援者らとともに活動を展開することは極めて有用であって、写真文化の向上に資するものである。

そして、重重プロジェクトまたは実行委員会名義での原告の活動は、まさしくこのような写真家としての芸術表現活動の一環であり、そのような活動を理由として写真展を中止することは、「写真文化の向上」というニコンサロンの目的に真っ向から反するものである。

以上のとおり、原告が重重プロジェクトまたは実行委員会の形式をも利用して表現活動を行っていたことは正当であるから、かかる事情が本件写真展

中止の合理的理由となるかのごとき被告らの主張は失当である。

イ 本件写真展を開催することが「一方の意見を推進する活動を支援すること」に当たるとする点

被告らは、重重プロジェクトが目的として掲げる事柄は世の中で意見が分かれているとした上で、被告ニコンが本件写真展を開催すれば、社会から「被告会社は社会で意見が分かれている事柄について、一方の意見を支援する会社である」と受け止められ、カメラ事業の発展を目指すという趣旨に反する結果になるなどと主張する。

しかし、この点も既に述べたとおり、写真家が社会的テーマを題材にして写真表現活動を行うことは一般的に行われており、当該テーマについて社会的に多種多様な意見が生じることも当然に想定されている。現に、ニコンサロンにおける過去の例でも、社会的に議論のあるテーマを扱った写真展が複数開催されている。

よって、「社会で意見が分かれている事柄」をテーマとした写真展について開催を拒絶することが許されるなどということは、過去の実例からも、写真文化の実情からも到底想定できないのであり、被告らの主張はそもそも主張自体失当である。

なお、念のため付言するに、原告の活動は、写真家として芸術表現活動であり、「一方の意見を推進する」活動でもなく、特定の政治的目的達成のための活動でもない。

また、以下に述べるとおり、特定の写真展について被告ニコンが写真表現の場としてニコンサロンを提供することと、当該写真展または同写真展のテーマについて被告ニコンが支持を表明することとは明確に異なる。

すなわち、被告ニコンは、ニコンサロンにおいて、応募作品の写真表現としての価値のみを審査し、かかる価値を認めた写真展を開催することで、「写真文化の向上」を実現することを目的としているのであって、被告ニコンが、

写真表現としての価値を離れて、テーマそれ自体について一定の政治的立場を表明したり、支援することは想定されていない。被告ニコン自身、中止通告前には、抗議者らに対し、「写真展の主義主張についてニコンが賛同しているわけではなくあくまでも写真表現の質を審査して会場を提供している」と回答することを前提としていた（乙25、26参照）。

以上のとおり、被告ニコンがニコンサロンにおいて本件写真展を開催することは、いかなる意味でも「社会で意見が分かれている事柄について、一方の意見を支援する」行為にはあたらないから、かかる点から考察しても、被告ニコンの主張は失当である。

ウ 安全確保の必要性から中止したとの点

被告ニコンは、「本件写真展を開催すれば、原告、原告関係者、来場者、被告会社従業員らが危険にさらされることが予測され」、「万一、不測の事態が起きれば、本件写真展の開催が被告会社のカメラ事業の発展にとって有益性を生じるどころか、『危険性が予測されたのに、なぜ開催したのか。』と社会的糾弾を受けることとなり、むしろカメラ事業の発展にとって阻害要因となる」と判断して中止を決定したなどと主張する。

しかし、被告らの主張によっても、本件中止通告時点で被告ニコンに寄せられていた抗議は、メール又は電話によるものにすぎないのであって、そこからさらに進んで、写真展会場を襲撃するとか、関係者らに危害を加えることを具体的に予告するような抗議行動は存在しなかった。

なお、被告らは、「写真展が始まったら流血沙汰となる」、「強行したら会場で抗議させてもらう」旨の抗議電話があるなど「原告、原告関係者、来場者、被告会社従業員らが危険にさらされることを予測させる発言があった」などと主張するが、かかる電話発言はいずれも抽象的な罵倒文言にすぎず具体的危険性を根拠づけるものではない上、時系列的にみても、これらの電話発言は、それぞれ、5月22日14時44分および同日16時57分のもの

であって（乙24）、同発言の内容が社内会議における検討材料とされたかは極めて疑わしい。

また、被告ニコンは、5月21日の午後（乙21、乙22）に本件写真展に対する最初の抗議が寄せられた後、翌5月22日にはすでに中止を決定して原告に通告しており、その間に、抗議者らの実態調査や、警察または警備会社との相談など、混乱回避のために必要な手続を一切とっていない。

かかる事実経過からは、本件中止通告時点において本件写真展の現場における具体的危険は客観的には観念できなかつたのであり、さらに被告ニコンも安全確保の必要性を理由として中止通告を行ったものでないことは客観的に明らかである。現に仮処分段階で原告は、中止理由として安全確保の必要性を一切主張していなかつた。

なお、仮に本件写真展に妨害者らが来場して一定の混乱が生じたとしても、通常の判断能力を有する一般人において、そのような言論抑圧行為を行った抗議者、妨害者らを非難することはあっても、写真表現の場を守るために会場を提供した被告らについて「社会的糾弾」を行うことは到底考えられない。

以上のとおり、本件中止通告時点において、本件写真展を開催した場合に混乱または危険が生じる客観的根拠は皆無であつたのであり、かつ、仮に一定の混乱または危険が予測されたとしても、そのことは警察又は警備会社と協議することで十分に対応可能であり、そのように対応することで、被告会社のカメラ事業に対する評価は向上こそすれ、阻害されることはありえなかつたといえる。

よって、被告の指摘する安全確保の必要性という事情は、中止の合理的理由とはなりえない。

3 中止通告の手續上の瑕疵

(1) はじめに

上記2において詳述したとおり、被告らが中止理由として主張する事情は、

いずれも、本件写真展を中止する合理的理由とはなりえないものである。

そして、仮に百歩譲って、被告らの主張する事情が中止理由となり得るとしても、以下に述べるとおり、被告ニコンによる中止通告は、専門家である選考委員会の意見を聴取せずになされたものである上、原告に対して検討または協議の機会を与えずに一方的に行われたものであり、手続的に重大な瑕疵を帯びたものであって有効な解除の意思表示とは捉えられないから、被告による中止通告は違法である。

(2) 選考委員会の意見を聴取していないこと

被告らの主張から明らかになったところによれば、被告ニコンに対し本件写真展に対する抗議が初めて寄せられたのは5月21日午後であり、被告ニコンは同時点においてはじめて本件写真展の中止を検討し始めたところ、社内会議等を経て中止を決定したのは、翌5月22日である。

そして、この過程で、被告ニコンは、ニコンサロン選考委員会に対し何らの意見聴取を行っていない。

すなわち、被告ニコンは、当初、写真表現の専門家らで構成された選考委員会の意見にもとづき開催を決定しておきながら（本件写真展開催時点での選考委員は、土田ヒロミ、大島洋、伊藤俊治、北島敬三、竹内万里子らであり、いずれも著名な写真家および評論家である）、同選考委員会の意見を何ら聴取せず、専門家外で構成された「社内会議」において中止を一方的に決定し、通知したのである。

これは、原告に対し送付された使用承諾の通知（甲7）が「ニコンサロン選考委員会」名義で作成・送付されているのに対し、中止通告後に送付された「お詫び」（甲20）および「ご回答」（甲22）が、「株式会社ニコン映像カンパニーフォトカルチャー支援室 室長」名義で作成・送付されていることから明らかである。

被告らが主張するとおり、ニコンサロンの目的は「写真文化の向上」であ

るところ、同目的の達成のためには、同サロンにおいて開催される写真展の選考等は、写真の芸術表現としての価値を基準として判断されるべきことは明らかであり、これは契約当事者である被告ニコンおよび写真家の間でも当然の前提となっていた。そのために、被告ニコンは、写真表現の専門家で構成された選考委員会を組織し、被告ニコンの経営判断とは独立して、写真を選考することとしていたのである。

かかるニコンサロンの目的および運営実態にかんがみれば、仮に何らかの理由で写真展を中止することがありうるとしても、最低限、専門家らで構成された選考委員会の意見を聴取し、同委員会の専門的知見を尊重して中止の是非等を判断することが、契約に付随する信義則上の義務とされていたというべきであって、かかる義務を履行せずになされた本件中止通告は、違法である。

(3) 解除の前提となる催告がなされていないこと

次に、被告ニコンによる中止通告は、契約解除の要件を形式的にも実質的にも満たしていないという点で、有効な解除の意思表示と捉えることはできない。以下詳述する。

すでに述べたとおり、本件において原告と被告ニコンの間に本件開催契約が成立したことは明らかであるところ、被告ニコンによる中止通告は、法的には本件開催契約の解除の意思表示と捉えられる。

この点、本件開催契約について解除または解約を定めた明文の定めが存在しないことから、同契約を解除しうるとすれば、債務不履行に基づく解除もありえない。

そして、被告らは、①「安全・平穏な鑑賞環境の保全」という申込条件違反、②安全性に関する告知義務違反、③本件使用規定9条、6条、10条の各規定違反を理由として中止通告を法的に正当化しているところ（被告第1準備書面「第6. 法的構成」）、これらの「義務違反」によって原告の債務

が履行不能になるということはありませんから、被告のいう中止通告は履行遅滞または不完全履行を理由とする解除の意思表示（民法541条に基づく解除）としてのみ正当化されうる。

そしてその場合、解除の意思表示を行う当事者は、相手方に対し、「相当の期間を定めてその履行の催告」をした上でなければ、解除することは許されない。

被告ニコンの主張するところによれば、被告ニコンは、2012年5月22日の社内会議において写真展中止の内部的意思決定を行い、同日午後7時ころまでに原告に対し中止通告（解除の意思表示）を行っているが、その過程において、原告に対する事実確認や意向聴取を一度も行っていない。

また、中止通告後に、原告から中止理由を問いただされた際にも、被告ニコンは、中止の具体的理由を説明しなかった。

仮に、被告ニコンが、真に上記の各「義務違反」を中止理由と捉えていたのであれば、原告に対し同中止理由について説明し、かかる「義務違反」状態を解消できるかどうかについて、検討ないし協議の機会を与えるべきであった。そして、原告にかかる検討・協議の機会が与えられたとすれば、いずれの義務違反状態も速やかに解消可能だったことは明らかである。すなわち、原告は、自身の活動が芸術表現活動であって被告ニコンが懸念するような内容ではないことを十分に説明するとともに、被告ニコンの意向を踏まえて、警備体制の構築など写真展の開催方法等を柔軟に協議することが可能だったのであり、この過程で「安全・平穏な鑑賞環境の保全」が実現することが客観的に見込まれた。

また、被告らの指摘する使用規定「違反」についても、協議の過程で、原告の写真展の内容等が使用規定に実質的に違反するものでないことが明確になっていたはずである。

以上のとおり、仮に被告ニコンにおいて、原告に対し、中止理由を指摘し

で検討の機会を与えていれば、原告はかかる中止理由を解消するために被告と柔軟に協議する意向を有しており、現にそれが可能であったのである。

これを法的に構成すれば、被告ニコンは、解除の前提として必要な催告を行わないままに、原告に対して解除の意思表示を行ったものであるところ、かかる事情は民法541条に反してなされたという点で形式的に解除を無効たらしめるものであり、かつ、催告さえ行われていれば解除事由は消滅していたという点で被告ニコンによる解除は実質的にも無効である。

(4) 小括

以上のとおり、被告ニコンによる中止通告は、専門家である選考委員会の意見を聴取せずになされたものである上、原告に対して検討または協議の機会を与えずに一方的に行われたものであり、手続的に重大な瑕疵を帯びたものであって有効な解除の意思表示とは捉えられないから、被告による中止通告は違法である。

4 個人被告の責任について

被告岡本および被告木村は、いずれも善管注意義務に従った適正な業務執行を行ったとして、取締役としての任務懈怠はなく、会社法429条1項の責任を負わないと主張する。

しかし、本準備書面において詳細に述べたとおり、被告ニコンの中止通告行為が、重大な違法性を有するものであることは明らかである。

そして、被告らの主張によれば、被告岡本および被告木村は、本件中止通告に至る社内会議に主体的に関わったのであって、取締役としての個人責任を回避することはできない。

なお、個人被告らの責任を判断するためには、被告木村および被告岡本が参加した社内会議における議論の具体的内容を検討することが必要不可欠である。

この点、原告はすでに、2013年6月24日付で、各社内会議について、

出席者、提出資料および議事録等の開示を求める求釈明を行っている。

被告らは、速やかに上記釈明に応じるべきである。

5 損害および謝罪広告に関する主張について

(1) パンフレット等の販売禁止による損害

被告らは、被告会社はサロン写真展会場での物品等の販売を原則として禁止していることを理由に、売上額相当の損害の発生を否認する。

しかし、使用規定上は物品等の販売について「事前に承諾を得る」ことが求められているにすぎず、ニコンサロンにおける写真展において、当該写真展に関連する物品（写真集、パンフレットなど）の販売は禁止されていない。

現に、ニコンサロンにおける他の写真展において、写真家からの要請があったにもかかわらず当該写真展に関連する物品の販売が許可されなかったという実例は存在しないはずである。

過去に、写真家からの要請があったにもかかわらず、当該写真展に関連する物品の販売を許可しなかった例があるというのであれば、被告らにおいてその実例を示すべきである。

(2) 大阪での代替写真展開催費用について

ア 被告らは、原告にアンコール展の開催について期待が生じる余地はなく、同アンコール展の開催を対外的に公表した事実が無いことなどを理由に、被告ニコンの中止通告と代替写真展開催との因果関係を否定する。

しかし、訴状及び本準備書面において述べたとおり、原告と被告ニコンとの間には、東京展に加えて大阪展開催契約も成立していたのであって、原告が大阪ニコンサロンで写真展を開催することのできる法的利益を有していたことは明らかであり、被告らの主張は失当である。

なお、被告らは、原告が「5月15日通知以前から、アンコール展とは関わりなく独自に、大阪での巡回写真展を計画していた」などと主張するが、被告の指摘する甲12号証の記載は、重重プロジェクトの今後の展望として、

日本及び世界各国の主要としての写真展開催を目指していた旨を表現したにすぎないのであって、同時点においては大阪における写真展開催の具体的予定は無かった。

イ 被告らは、原告が「新たに写真パネルを製作せざるを得なくなった」原因は、原告が自ら決定した写真展開催のスケジュールにあるなどとして、中止通告と、大阪の代替写真展における写真パネル製作費用との因果関係を否定する。

しかし、以下に述べるとおり、原告が代替写真展のために新たに写真パネルを製作せざるを得なかったのは、被告ニコンの対応に全面的に理由がある。

すなわち、原告は期日直前まで大阪展の開催を求め続けたが(甲31参照)、被告が最後まで中止の態度を変えなかったことから、期日直前に至ってようやく代替会場の確保を検討せざるを得なくなった。関係者の協力を得て代替写真展の会場は確保できたものの、その開催期間は、当初の予定期間より後の2012年10月11日から16日とせざるをえなかった。

このように、原告は、上記のとおり被告ニコンが最後まで大阪展中止の態度を変えなかったことから、やむをえず2012年10月11日から16日の期間に代替会場において写真展を開催したのであり、同期間に開催されていた「他の写真展」と日程が重複した結果新たに写真パネルを製作せざるを得なかったのは、「原告が自ら決定した写真展開催のスケジュールの都合」ではなく、被告らの対応に全面的に起因するものである。

(3) 不法行為の成立と謝罪広告の必要性について

被告らは、被告ニコンにおいて本件写真展が「政治活動の一環」であるとの対外的な表示行為をしたことはなく、また被告ニコンが原告の作品について否定的評価を行った事実はないなどとして、被告の中止通告によっては原告の社会的評価は低下しておらず、また原告の人格権も侵害されていないと主張する。そしてその帰結として、不法行為の成立を否定するとともに、本

件において謝罪広告の必要性もないと主張する。

しかし、すでに述べたとおり（第2、2（1））、被告ニコンの中止通告が、原告の写真表現物の内容である「慰安婦」問題を嫌悪してなされたことは明らかである（なお、被告ニコンは、仮処分段階において、本件写真展が「政治活動」の一環として計画されており、「政治性」を有することを認識した結果、中止を決定したと明確に主張していた。）。

このように写真家としての原告が、その写真作品の内容を理由にいったん承認されたニコンサロンの使用を拒否されたことは、仮に同時点において中止の具体的理由が対外的に公表されていなかったとしても、原告の写真家としての活動内容それ自体に対して否定的評価が下されたものであって「社会的評価の基礎が脅かされた」と評価できる事態であり、社会的に許容しうる限度を超えるものである。

特に、被告ニコンが写真界で極めて大きな影響力を有する巨大企業であることからすれば、かかる被告ニコンから写真作品の展示を拒否されたという事実が、原告の今後の写真家としての表現活動に及ぼす影響は甚大である。

そして、後述するとおり、被告ニコンの中止通告行為は、単に契約上の義務に反するというにとどまらず、表現の自由および差別の禁止といった憲法規範を逸脱し、文化施設運営における基準と行為規範にも反するものであって、強度の違法性を有するものである。

よって、被告ニコンの中止通告行為は、単に契約上の債務不履行または不法行為として違法性を有するというにとどまらず、原告の写真家として社会的評価を低下させ、人格権を侵害するものであることは明らかである。そして、原告の社会的評価を回復させるためには、被告ニコンによる中止通告行為に正当な理由がなかったことを写真界を中心とする社会一般に知らしめることが必要不可欠であり、謝罪広告を行うべき高度の必要性がある。

第3 追加的主張

原告が訴状第6において述べた、東京展の中止通告及び協力拒絶ならびに大阪展の中止通告（以下、「被告らの違法行為」と総称する）に関する債務不履行責任及び不法行為の違法性について、原告は以下の主張を追加する。

1 被告の拒否の真の理由

前記第2、2（2）で主張したとおり、被告らの違法行為は、①原告の写真表現物の内容に対する一部の勢力の批判を過剰に恐れ、または迎合したこと、また、②被告ら自身が、原告の写真表現物の内容である「慰安婦」問題を嫌悪したこと、を理由として行われたことが明らかであり、被告らが、本件訴訟において「中止を決定した実質的理由」として縷々述べる主張は、いずれもかかる「真の中止理由」を糊塗するためのものであることは明らかである。

（中止の理由について、仮処分においては、原告の写真展が「『政治活動』目的」とし、本訴においては「他の活動」「一方の意見を推進する活動」と主張が変遷している事は既に指摘したとおりである。）

被告らの行為の違法性を検討するにあたっては、被告の中止通告の真の理由を正確に把握することが必要不可欠である。

2 憲法規範（表現の自由）に基づく違法性

原告らは、被告らの違法行為によって、本件写真展を通じて表現する場を奪われていることから、その違法性は憲法規範（表現の自由）に基づいても判断される必要がある。

（1）憲法の私人間効力

憲法規範は、私人間においても、「個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは」、「民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって」、「社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護」する規範として間接的に適用される（三菱樹脂事

件 最大判1973年12月12日)。原告は、なんらの前提事情なしに直ちに原告が被告ニコンのニコンサロンの利用を請求する権利があると主張するものではないが、以下の法理に基づく被告らの違法行為は、原告の表現の自由を社会的に許容しうる限度を超えて侵害するものであると主張する。

(2) 一般の利用に供される私的施設における表現の自由

まず、他者の所有、管理する施設であっても、地方自治体の場合には、住民の利用に供するための施設（公の施設、地方自治法244条）については、それを正当な理由なく拒否することは憲法の集会の自由を侵害するものだとされている（泉佐野市事件 最三判1995年3月7日）。このことは、公の施設が表現の場として用いられる場合には、正当な理由のない拒否が表現の自由の侵害につながることも意味している。それゆえ、他者の所有、管理する施設であっても、それが一般の利用に供するための施設である場合には、その利用拒否が表現の自由の侵害となる場合がある。

他方で、私人が所有、管理する施設であっても、それを表現の場として利用することを禁止することが常に正当化されるわけではないことは、パブリック・フォーラムという法理の中で認められている。このことは、かつて伊藤正己裁判官が、一般公衆が自由に出入りできる場所（パブリック・フォーラム）が表現の場として用いられる場合には、「その機能にかんがみ、表現の自由の保障を可能な限り配慮する必要があると考えられる。」と述べたところである（吉祥寺駅事件 最三判1984年12月18日）。それゆえ、私人の所有、管理する施設であっても、表現の自由の保障のために所有権や管理権が一定の制約を受けることがあることも、また、広く承認されてきた法理である。

以上の表現の自由に関する憲法法理を前提とすれば、一般の利用に供することを目的として設置され、かつ、一般公衆が自由に出入りできる施設の運営においては、その施設の所有権や管理権は、表現の自由の保障のための一

定の制約に服すると考えられる。もちろん、被告ニコンのニコンサロンは、誰でも利用できる施設ではなく、その設置の目的と手続に従って、被告ニコンの承認を受けた写真家のみが利用できる施設である。しかし、いったんその承認が与えられた状況においては、地方自治体の公の施設と同様に、正当な理由がないのにその利用を拒否することは、いったん承認を受けた表現者の表現の自由を侵害するものと解釈されるべきである。そのように解釈されなければ、あらゆる表現のための施設は、いったんその使用の承認を受けても、理由なくその承認が反古にされることが認められることになり、社会における表現の場や機会は、極めて不安定なものになってしまう。そのような事態は、民主主義社会における多様な意見の流通に最大の重要性を認める憲法の目的とはまったく相反するものである。プリンスホテル事件において、「原告日教組による本件前夜祭及び本件全体集会の中止を余儀なくさせるものであって、円滑な本件教研集会の運営を阻害するものであるから、違法であることは明白であり、かつ、その違法性は著しいというべきである。」（東地判2009年7月28日、日教組に対する不法行為責任に関するこの部分は東高判2010年11月25日でも維持）と判断されたのは、まさに私人の所有・管理する施設であっても、その施設の性格と利用拒否の経過によっては、憲法の目的の重大な支障となることを認めたものだと考えることができる。

以上のとおり、一般の利用に供される施設について表現の場として利用をいったん承認したにもかかわらず、それを正当な理由なく拒否することは、憲法が表現の自由を保障する目的と矛盾し、社会に重大な影響を与える違法行為であって、その拒否自体が社会的に許容しうる限度を超えるものである。

なお、憲法21条1項の表現の自由については、それが単に公的機関が自ら介入を自制する消極的義務を定めるだけでなく、憲法学説において、政府は国民が表現の自由を享受するために必要な様々な施策を行う政治的責務

を負うとする見解（芦部・高橋『憲法【第5版】』172頁）や、言論の多様性と情報の自由な流れを確保するために政府が援助すべき積極的責務が含まれているとする見解（憲法理論研究会『現代の憲法理論』285～287頁）が提唱されていることも、こうした考えを支えるものである。また、日本が批准する市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）における表現の自由の保障条項は、「すべての者は表現の自由についての権利を有する。」と定められているが、この規定は表現の自由の水平的効力を持つこと、すなわち、「締約国に対し、規約の権利かが私人又は法人間に適用される場合において、意見及び表現の自由についての権利の享受を損なうような私人又は法人によるいかなる行為からも個人を保護することを求めている。」（自由権規約委員会「一般的意見34：意見と表現の自由」（2011年、CCPR/C/GC/34）第7項）と一般に解釈されている。そうであれば、私人の間で表現の自由を奪われるような事態に対し、締約国は、その司法裁判所を含めて、積極的に保護を行う義務を負うことになるが、このことも前述の解釈を支えるものである。

（3）社会的に許容しえない追加的事情

さらに本件においては、被告らの違法行為は、以上に述べた他にも、社会的に許容しうる限度を超える不当な理由によって行われたものである。

まず前述のように、被告らの違法行為は、①原告の写真表現物の内容に対する一部の勢力の批判を過剰に恐れ、または迎合したことを主要な理由の一つとしている。しかし、危険の回避や防止を理由に、あるいは反対者の批判や妨害を理由に、集会や表現の場を奪うことが、民主社会にとっていかに危険であり、重大な問題であるかは、先に引用した泉佐野市事件最高裁判決が、「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」、あるいは「主催者が集会を平穏に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、

信条に反対する他のグループ等がこれを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことは、憲法21条の趣旨に反するところである」が厳しく戒めていることから明らかである。言いかえれば、危険の回避や防止を理由とする場合には、その蓋然性が厳しく吟味されなければならない。また、反対者の批判や妨害を理由とすることは、それ自体が原則として許されないものであって、それが信にやむを得ない例外があるとしても、それは「警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるものというべきである」（上尾市事件 最二判1996年3月15日）。以上に掲げた法理は、いずれも地方公共団体の公の施設に関する判断であるが、民主社会において表現や集会の自由を確保することの重要性に照らせば、一般の利用に供される私的企業の施設においても変わるところはない。それゆえ、原告の写真表現物の内容に対する一部の勢力の批判を理由に、いったん承認した写真展を漫然と中止して、表現の場を奪った被告らの行為は、民主社会にとっての危険性という観点からも、社会的に許容しうる限度を超えるものである。

次に、被告らの違法行為が、②原告の写真表現物の内容である「慰安婦」問題を嫌悪してなされたことも、社会的に許容しうる限度を超えることを示す、もう一つの事情である。被告らは、結局のところ、ニコンサロン選考委員会が「中国に残された朝鮮人『日本軍慰安婦』の女性たち」というテーマを理解した上でニコンサロンに出展しうる優れた写真作品と判断した写真に対し、そのテーマの故に写真展を中止させた。このことは、そうしたテーマを取り扱うことに対してだけでなく、写真展中止決定によって原告の写真芸術家としての表現内容に対しても、否定的な評価を下したことを社会に対して明らかにすることとなった。前出のプリンスホテル事件においては、東京地裁判決が、「教研全国集会を開催し続けてきたことが、職員組合としての原告日教組に対する社会的評価の重要な基礎を成している」と認定して、

「本件使用拒否によって本件教研集会の意義が損なわれたといわざるを得ず、原告日教組に対する社会的評価の基礎が脅かされた」と判断した。それと同じように、写真家としての原告が、その写真作品の内容を理由にいったん承認されたニコンサロンの使用を拒否されたことは、原告の写真家としての「社会的評価の基礎が脅かされた」と評価できる事態であり、社会的に許容しうる限度を超えるものである。

以上の次第で、被告ニコンによる写真展の中止は、原告の表現の自由に対する社会的に許容しうる限度を超える侵害として不法行為を構成する。

3 憲法規範（差別の禁止）に基づく違法性

次に、被告らの行為は、原告の写真作品という表現物の内容を理由とする不合理な差別である。すでに述べたように、被告ニコンは、さまざまな社会問題や政治問題（韓国の光州事件、パキスタンの女性に対する暴力、チェルノブイリ原発事故、ルワンダの虐殺、中国や朝鮮半島に対する日本の植民地支配、南太平洋での戦場、イラク戦争など）を取り扱う写真作品に対し、その内容を理由に写真展を中止することはしてこなかった。そこには原告の写真作品の内容によって差別が正当化される事情は存在しない点で、不合理な差別である。

また、本訴訟において被告らは、「重重プロジェクト」の目的が、本件写真展を中止した理由であると主張する（第1準備書面18頁、22頁）。そして「重々プロジェクト」の目的として被告らが決めつけて問題にするのは、「一方の意見を推進する活動」である。そうであれば、被告ニコンは、本来写真表現物としての質の高さによって選考され、決定された写真の展示を、「一方の意見」という原告の信条と結びつけて、原告の写真展を中止するという不利益取扱いを行ったことを自認するものである。この点は、まさに信条による差別と言わざるを得ない。

私人間においてその契約関係の有無にかかわらず、差別事件に憲法規範（1

4条1項)が間接適用されることは、先に述べた表現の自由と同様であり、多くの裁判例で確認されてきたところである(人種差別事件について、札幌高判平成2004年9月16日、静岡地浜松支部判1999年10月12日など)。また先の三菱樹脂事件においても最高裁は、「雇傭関係上の一定の地位を与えた後においては、その地位を一方的に奪うことにつき」、法は「当該労働者の既得の地位と利益を重視して、その保護のために、一定の限度で企業者の解雇の自由に制約を課すべきである」としているとして、差別的取扱禁止の法理の適用を肯定している。本件は、被告ニコンから原告が、ニコンサロンの使用をいったんは承認されたという点で、「一定の地位を与えた後」の差別としての類似性を持っている。

そして、本件で被告らが行っているのは、三菱樹脂事件の場合のような「思想、信条とのつながりをもっていることを否定することができない」行動を理由とする差別ではなく、前述の通り、まさに原告の信条を理由とする差別である。このような被告らによる信条を直接の理由とする差別が、社会的に許容しうる限度を超えるものとして、憲法14条1項の間接適用の対象となることは明らかである。憲法規範に言及するものではないが、特定の政黨員やその同調者であることを理由に、雇用契約関係にある者に対し種々の不利益取扱い行為をすることを、「人格的利益を侵害するもの」として不法行為と認めた最高裁判決(関西電力事件 最三判1995年9月5日)に照らしても、信条を直接の理由とする差別は、きわめて違法性が高いものである。

以上の次第で、被告ニコンによる原告の写真内容を理由とする差別、さらには原告の信条に対する差別は、原告に対する不法行為を構成する。

4 文化施設運営における基準と行為規範

被告ニコンによる写真展は、本来、以下に述べるような文化施設運営における基準と行為規範に従って行われるべきものであった。

(1) 企業メセナ活動に必要とされる基準

企業が主として資金を提供して文化、芸術活動を支援することは、一般にメセナ活動と呼ばれているが、メセナ活動は、企業の利益のために勝手に実施できるわけではなく、各種の基準に従うべきことが一般に認められている。

例えば、被告ニコンも所属する社団法人企業メセナ協議会（メセナ協議会）は、メセナ活動に求められる課題として、次のことを指摘している（「2006年度 メセナ活動実態調査報告書」2007年3月、8頁）。

「二つ目には、芸術文化が本来持つ自由度や多様性、前衛性を損なうことがないか、という危惧である。特に同時代の芸術活動については、社会的な批評性を含んだり、先駆性に優れたものであるため、その評価には賛否両論が存在することが多い。支援基準における社内外への説明責任、活動の透明性や明確な評価が強く求められるなかで、そうした実験的な芸術活動よりも、すでに評価の定まった社会的認知度の高い活動への支援に偏らないかという懸念がある。また同様に、成果が見えにくい『長期的な人材育成』などへの支援が後回しにされる可能性も指摘された。

今後、CSRにおけるメセナの位置づけについては、メセナ活動が企業にもたらす意義に関して共通の理解を促進することが求められよう。それとともに、時代に先駆ける芸術活動の社会的な価値を尊重し、そこに企業の支援が果たして来た役割と重要性を再認識する必要があると思われる。」

被告ニコンは、メセナ協議会に所属するだけでなく、2010年には同協議会からメセナアワードを受賞している。その意味で、メセナ協議会が会員に求めている基準は、熟知していたものと考えられる。

（2）文化施設運営における行為規範

また、ニコンサロンのような、特定の分野に対して価値のある事物、学術資料、美術品等を収集、保存、展示する施設は一般に博物館として分類され

る。そして公益財団法人日本博物館協会（博物館協会）は、博物館の運営について、「博物館の原則」や「博物館関係者の行為規範」を制定しているが、そこでは次のような原則や規範が設定されている。

「博物館は、人類共通の財産である資料及び資料に関わる環境の多面的価値を尊重する。」（博物館原則第2原則）

「博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。」

（博物館行動規範2）

そして多様な価値観に対する配慮においては、「必ずしも館の立場に賛同しない人々、あるいは反対する人々もあろう。博物館の関係者は、相反する価値観も存在するということを認識する必要がある。さまざまな立場による見解に耳を傾け、必要な配慮を行った上で、資料を取扱い、その博物館の使命達成を目指すことが求められる。」こととされている（博物館協会による博物館行動規範2に対する解説）。

（3）被告ニコンの行動の問題点

被告ニコンは、ニコンサロンの運営において、以上のような企業メセナ活動に要求される「時代に先駆ける芸術活動の社会的な価値を尊重し、そこに企業の支援が果たして来た役割と重要性を再認識する必要がある」、あるいは文化施設運営活動に要求される「必要な配慮を行った上で、資料を取扱い、その博物館の使命達成を目指すこと」といった基準や規範を実施することが求められる。

ましてや被告ニコンは、自らの企業文化活動として「写真文化の普及・向上を目的とする」、「企業戦略に影響されず、あらゆる分野の優れた作品の展示場として写真展本来の姿を追求する」といった目的を掲げているのである（甲1）。

そうであれば第一に、被告ニコンは、ニコンサロンでの写真展開催を認め

た出展者との間で、企業メセナ活動や文化施設運営活動の役割や目的の実現のための必要な協力を行い、その写真展の社会的価値をともに高めていくための協力義務を果たすことが必要である。写真展開催を認めながら、あるいは法的に命令されながら、必要な協力を行わず、ましてや妨害に等しい行為を行って、その写真展の社会的価値をおとしめることは、それらの基準や規範に違反する行為である。

また第二に、その活動や展示内容に対して、社会的な批判が生じた場合において、企業メセナ活動や文化施設運営活動において採られるべき対応は、さまざまに存在しうる異なる意見に対する理解、尊重そして配慮であって、批判の存在を理由に自らの使命を放棄して写真展を一方的に中止することではない。ましてや、その中止の理由に対して説明責任も果たさないという対応ではない。ところが被告ニコンは、「被告会社のカメラ事業を発展させるうえで有益性がない」（被告第1準備書面47頁）という利己的な理由で、写真展を中止したのであって、その中止行為は企業メセナ活動や文化施設運営活動の目的とはまったく両立し得ない違法な行為であった。

以上